

事業計画書

■当初 □最終

作成年月日	2019年10月15日
法人名	社会福祉法人三穂の園
代表者職名前	理事長 岡良夫
担当者名	連絡先 086-525-2522

様式第2号-1

1 協議事項

協議の種類	計画の概要	本計画書に記載が必要な項目														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
協議の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業所の開設 (事業所の移転) (大幅な事業内容変更) <input type="checkbox"/> 事業の追加	<input type="checkbox"/> 共生型サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<input checked="" type="checkbox"/> 共生型サービス以外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 多機能型サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 新築予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協議の種類	<input type="checkbox"/> 定員の変更	<input type="checkbox"/> 施設整備を伴う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 施設整備を伴わない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 新築予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 賃借	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協議の種類	<input type="checkbox"/> 建物の構造・設備の変更	<input type="checkbox"/> 現在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 賃借	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 新築予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<input type="checkbox"/> 賃借	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2 事業実施に係る動機

保健師、幼稚園・保育所・認定こども園の職員に皆さんから、当該地域には児童発達支援センターが無く児童発達支援事業所も不足しているとの声が寄せられている。又、多くの事業所が知的障がい児を受け入れているケースが多く、精神障がい、広汎性発達障がい、自閉症等の障がいのある児童を受け入れる事業所が少ないため、これらの児童を積極的に受け入れる事業所が必要と判断した。

3 提供サービス

種別	① 児童発達支援事業	割合	100	%	提供日
	②	割合		%	■ ■ ■ ■ ■ ■ □
	③	割合		%	月 火 水 木 金 土 日
理念	「夢と希望とやすらぎがあり、通ってみたい、通ってよかった、通いつづけたい」を理念としております。				
目標	通う子供の成長に寄り添った支援と安心できる環境を提供し、スモールステップにて心身の成長を育みます。保護者の方々や相談支援専門員のご意見を尊重し、個々に合う個別支援計画に沿ったサービスの提供も考えております。三障がいの幼児を受け入れる予定にしています。(医療的ケア児及び重度の肢体不自由児は要相談とさせていただきます。)				
同種のサービス					

4 施設の概要【平面図は裏面のとおりに】

施設の概要	土地	所在地	広島県福山市神辺町下御領972-25	用途区域	市街化調整区域	意見		
	建物	所有者		抵当権	<input type="checkbox"/> あり			
		名称						
		用途	住居	構造	木造			
事業の概要	①	種別	児童発達支援事業			11.平面図を参照すること		
		手続	使用する階	1階	専有面積		54.7 m ²	
		収容人員	16人	内訳	職員 6人		利用者 10人	
		種別						
事業の概要	②	手続	使用する階		専有面積	m ²		
		収容人員		内訳	職員	人	利用者	人
		種別						
		手続	使用する階		専有面積	m ²		
事業の概要	③	手続	使用する階		専有面積	m ²		
		収容人員		内訳	職員	人	利用者	人
		種別						
		手続	使用する階		専有面積	m ²		
内容	申請種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input checked="" type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他						
	児童福祉法に基づく児童発達支援事業所							

5 主要取引先

上段:取引先 下段:所在地	割合	掛取引	回収・支払の条件	意見
	%	%	日 〆 日回収	
	%	%	日 〆 日回収	
	%	%	日 〆 日回収	

6 従業員

職種	雇用形態	名前	年齢	月給	意見
管理者	■ 常		45	30万円	応用行動分析等の療法を用いるに当たり、これに特化した職員の配置について考え方を示すこと
サービス管理責任者	■ 常			万円	
保育士	■ 常 □ 非		40	25万円	
保育士	□ 常 ■ 非		30	9万円	
保育士	□ 常 ■ 非		30	9万円	
児童指導員	□ 常 ■ 非		25	9万円	
児童指導員	□ 常 ■ 非		25	9万円	
人件費	月末日 〆	20日支払	ボーナス	6月12月	

受理	10月15日
関係者への意見聴取	<input checked="" type="checkbox"/> 市 建築指導課
	<input checked="" type="checkbox"/> 消防局予防課
	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業診断協会
	<input checked="" type="checkbox"/> 関係団体
回答	月 日

7 借入金の状況

金融機関	理由	借入残高	年間返済額	意見
		万円	万円	
		万円	万円	
		万円	万円	

8 必要な資金と調達方法

必要な資金	金額	調達方法	金額	意見
土地	万円	補助金	万円	運転資金の増額を検討すること
建物	万円	自己資金	500万円	
設備	50万円	借入金	万円	
車両	200万円			
その他	50万円			
運転資金	200万円			
合計	500万円	合計	500万円	

9 事業の見通し

	1月目	2月目	3月目	1年後	意見	
利用者見込 A	人	5人	5人	10人	人員面、資金面の両面に余裕をもった資金計画とすること	
月平均利用額 ※1 (1人当たり)	19万円	19万円	19万円	19万円		
収入	0万円	0万円	95万円	177万円		
給付費 ※2	5万円	5万円	5万円	10万円		
収入計 ①	5万円	5万円	100万円	187万円		
支出	91万円	91万円	201万円	91万円		
人件費	2万円	2万円	2万円	2万円		
旅費・交通費	8万円	8万円	8万円	8万円		
賃借料	1万円	1万円	1万円	1万円		
通信費	13万円	13万円	13万円	13万円		
諸経費 ※4	0万円	0万円	0万円	0万円		
支払元金利息	支出計 ②	115万円	115万円	225万円		129万円
収入 B	△ 110万円	△ 110万円	△ 125万円	72万円		
売上高 ※3	万円	万円	万円	万円		
支出 C	万円	万円	万円	万円		
利用者賃金	万円	万円	万円	万円		
必要経費	万円	万円	万円	万円		
最賃確保状況(A型)	円	円	円	円		

※1 月平均利用額(1人当たり)の積算根拠

基本単価830単位、福祉・介護職員処遇改善加算3.1%(257円)

※2 給付費は、サービス提供月の翌々月に振り込まれるので留意すること(例:4月サービス提供→5月請求→6月振込)

※3 主な受注作業取引先

上段:受注先 下段:所在地	1月当たりの受注額	契約書の有無	回収・支払いの条件
	万円	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

※3 主な事業所内生産品

生産品	1時間単価	計算式	1月当たりの生産額
	円	× H × 日 × 人 =	万円
	円	× H × 日 × 人 =	万円

※4 諸経費:消耗品, 光熱水費, 車両管理費, 研修費, 宣伝広告費, 租税公課, 社会保険料, レンタル料等

10 付近図

小学校区	御野	人口	44,857	人	事業所数	12	事業所
					利用定員	120	人
		5年後出生数		約660人			

凡例

◎・・・事業所

△・・・避難場所

11 平面図

※平面図のデータを貼付

1階平面図

2階平面図

意見

- 用途変更をする床面積が200㎡以下であるため手続きは不要だが、手続き不要の場合であっても、建築士等に相談し、建築基準法に適合する計画とすること
- 誘導灯を設置すること
- 避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階の場合は消火器具の設置が必要となるので、消防への事前に相談すること
- 防災対象物品(カーテン、じゅうたん及びのれん等)を使用する場合は防災性能を有するものを使用すること
- 工事が完了した日から4日以内に消防用設備等設置届出書を提出すること
- 使用開始日の7日前までに防火対象物使用開始届出書を提出すること
- 屋外を含め、施設個所を明示すること
- 療育室が狭いが、幼児期に必要な遊びや身体を使った取り組みの手法について明示すること

12 事業計画

<p>児童の自由な意思決定と自主性・主体性から導き出される自立を促す支援を提供します。安全で安心できる環境づくりに努め、成長の発達段階及び障害特性に応じた適切な支援を提供しながら規則正しい生活リズムを身に付け、スモールステップにて児童の自立に向けた成長を育む支援を行います。児童の10年、20年後の将来像を見据えて、児童、保護者も地域で自立し、幸せに暮らせる支援方針を基盤とする支援を行います。保護者、地域社会の宝物である子供たちを、愛し、受け入れ、寄り添う支援を行う事により、児童の自主性、主体性を尊重し、自信や自立、生きる力を身に付けれる支援を行います。家庭等でのバランスの取れた食事提供・適度な運動・規則正しい生活リズムの指導により心と心身の健全な成長を支える支援を行います。科学的根拠を基盤に実証されている認知発達プログラム及びスキル(東京大学病院によるプログラム)や環境の構造化(ティーチプログラム)応用行動分析(ABA)を基盤に発展した絵カードを使用したコミュニケーション・システム(絵カード交換方式)感覚統合運動等の支援方法を用いて、体系的に発達支援を行います。集団(個別、小集団)での活動を組み合わせて、児童達に合わせた活動、遊び、関わり方や社会のルールを学べる支援を行います。保護者の方々の育児や介護負担軽減を目的に、保護者等が気軽に相談しやすい関係づくりに努め、また、必要に応じて保健、保育、教育、医療、福祉等の関係機関と連携を行う事により課題を解決し支援を行います。基本は利用児は午前5名、午後5名の受け入れとします。但し行事、療育等の支援内容により、午前10名の利用児を受け入れれます。昼食提供は無しとしますが、おやつは提供する事を予定としています。(食育として保護者等、利用児、職員がおやつ作りを行い三者のコミュニケーションの場として提供する予定としています。行事(季節等が感じられる場面)を提供する事を予定しています。※別紙参照</p>	<p>意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通園形態を示すこと(単独通園又は親子療育) ○対象児の年齢や発達状態、それに合わせたグループ編成や取り組みについて具体的に示すこと(午前・午後の時間帯で概ねの対象年齢を設定するなど)
--	---

13 利用者処遇

<p>療育現場に必要な発達支援の方針、三障害児を支援する基礎知識や支援方法の学びを深めるため、法人内外研修を計画的に実施する。「認知」、「運動」、「社会性」、「地上生活動作」を向上させる為のプログラムが有り、そのプログラムの体系的な取組として、「新版K式」、「認知発達治療実践マニュアル(太田ステージ課題)」、「感覚統合運動」、「応用行動分析を基盤とした絵カード交換方式コミュニケーションシステム」、「SST(ソーシャルスキルトレーニング)」、「日常生活レベルチェックシート」、ティーチプログラム等を導入し支援者が根拠のある支援内容、方法、技術を取得し支援を行います。また、保護者への支援についての説明も行います。職務分掌により、職務内容及び役割分担を明確にし、職員に周知するほか、適切支援が遂行されているかを確認する事で定期的に見直します。近隣の公園等や部屋を活用し、日々の活動に適切な運動を取り入れる事で体力や体幹づくりの支援を行います。感覚統合に基づき、全身の運動を身体部位や運動内容等に分けて活動を計画的に支援を行います。職員や他児との遊戯療法を設定し、人と関わる事の楽しさや遊ぶ喜びを体感する支援を行います。リハビリ等に通院している児童がいる場合は保護者に情報提供書を依頼し提出していただき児童に必要、かつ、事業所で取り入れる事の出来る活動内容(あるいは、見立て方)の支援を行います。主体的に活動参加してもらえ環境として褒める療育を継続する支援を行います。自立支援の主軸として「食事やおやつ」、「排泄」、「衣服等の着脱」、「睡眠」を重点項目として支援を行います。児童の様子を観察し、特性と成長段階をアセスメントしながら児童に寄り添った支援(スモールステップの支援)を行います。食育として保護者の方々に園児に無理じいをさせず、楽しく食事を摂れることを支援者と一緒に考え行う事を支援します。外食時の機会に困らない様に食事マナーや意思伝達方法の支援を行います。</p>	<p>意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別・小集団の支援はどのように行うのか、その場合の職員体制はどのように考えているか ○通常、日常生活の中で行われる「食事やおやつ」「排泄」「衣服等の着脱」「睡眠」について重点項目に位置付けているが、具体的にどのように行うのか考え方を示すこと
--	--

14 防災計画

<p>事故が発生した場合は、県、市町村及び保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。事故等に備え、施設損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償に関わる措置を適切かつ速やかに行う。事業所に消火設備等、その他の非常災害に際して必要な設備等を設けるとともに、非常災害に関する具体的な消防防災計画マニュアルを設けます。非常災害時の関係機関への通報及び緊急連絡網、連絡体制を整備し、それらを職員に定期的に周知し実践できるように日常的に訓練を行う。非常災害時に備えるためにも事業所において避難、救出、地震、津波、土砂崩れ、火災、家屋損壊、その他必要な訓練を定期的に行い実効性を確保します。各種訓練終了後に保護者への児童引き渡し訓練を定期的に行う予定としています。</p>	<p>意見</p>
--	-----------

15 一日の流れ

<table border="1"> <tr><td>8時</td><td>30分</td><td>～</td><td>9時</td><td>00分</td></tr> <tr><td>9時</td><td>00分</td><td>～</td><td>10時</td><td>00分</td></tr> <tr><td>10時</td><td>00分</td><td>～</td><td>10時</td><td>30分</td></tr> <tr><td>10時</td><td>30分</td><td>～</td><td>11時</td><td>30分</td></tr> <tr><td>11時</td><td>30分</td><td>～</td><td>12時</td><td>00分</td></tr> <tr><td>12時</td><td>00分</td><td>～</td><td>12時</td><td>30分</td></tr> <tr><td>12時</td><td>30分</td><td>～</td><td>13時</td><td>00分</td></tr> <tr><td>13時</td><td>00分</td><td>～</td><td>13時</td><td>30分</td></tr> <tr><td>13時</td><td>30分</td><td>～</td><td>14時</td><td>30分</td></tr> <tr><td>14時</td><td>30分</td><td>～</td><td>15時</td><td>00分</td></tr> <tr><td>15時</td><td>00分</td><td>～</td><td>16時</td><td>00分</td></tr> <tr><td>16時</td><td>00分</td><td>～</td><td>16時</td><td>30分</td></tr> <tr><td>16時</td><td>30分</td><td>～</td><td>17時</td><td>00分</td></tr> <tr><td>17時</td><td>00分</td><td>～</td><td>17時</td><td>30分</td></tr> </table>	8時	30分	～	9時	00分	9時	00分	～	10時	00分	10時	00分	～	10時	30分	10時	30分	～	11時	30分	11時	30分	～	12時	00分	12時	00分	～	12時	30分	12時	30分	～	13時	00分	13時	00分	～	13時	30分	13時	30分	～	14時	30分	14時	30分	～	15時	00分	15時	00分	～	16時	00分	16時	00分	～	16時	30分	16時	30分	～	17時	00分	17時	00分	～	17時	30分	<p>朝の会、個別、小集団、集団療育の見通し説明 創作活動、折り紙、紙切り、絵を書く、色塗り 排泄等、水分補給、自由時間 個別、小集団、集団による 生活面のADLの支援 おやつ提供 帰りの会、排せつ、園児による持参物の確認等 職員休憩 昼の会、個別、小集団、集団療育の見通し説明 創作活動、折り紙、紙切り、絵を書く、色塗り 排泄等、水分補給、自由時間 個別、小集団、集団による 生活面のADLの支援 おやつ提供 帰りの会、排せつ、園児による持参物の確認等 職員休憩</p>	<p>意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の点を踏まえて一日の流れを見直すこと ○活動の最初に創作活動を行うこととなるが適切か ○生活面のADLの支援を一時間かけて行うこととなるが適切か ○おやつ時間が屋前となっている、食を大切にすれば時間の検討が必要ではないか
8時	30分	～	9時	00分																																																																				
9時	00分	～	10時	00分																																																																				
10時	00分	～	10時	30分																																																																				
10時	30分	～	11時	30分																																																																				
11時	30分	～	12時	00分																																																																				
12時	00分	～	12時	30分																																																																				
12時	30分	～	13時	00分																																																																				
13時	00分	～	13時	30分																																																																				
13時	30分	～	14時	30分																																																																				
14時	30分	～	15時	00分																																																																				
15時	00分	～	16時	00分																																																																				
16時	00分	～	16時	30分																																																																				
16時	30分	～	17時	00分																																																																				
17時	00分	～	17時	30分																																																																				

事業計画書

当初 最終

作成年月日	2019年12月23日
法人名	社会福祉法人三穂の園
代表者職名前	理事長 岡良夫
担当者名	連絡先 086-525-2522

様式第2号-2

1 協議事項

協議の種類	計画の概要	本計画書に記載が必要な項目															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
協定の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業所の開設 (事業所の移転) (大幅な事業内容変更) <input type="checkbox"/> 事業の追加	<input type="checkbox"/> 共生型サービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/> 共生型サービス以外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 定員の変更	<input type="checkbox"/> 多機能型サービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 施設整備を伴う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 建物の構造・設備の変更	<input type="checkbox"/> 多機能型サービス以外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 施設整備を伴わない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

6 従業員

職種	雇用形態	名前	年齢	月給	主な修正点
管理者	<input checked="" type="checkbox"/> 常		45	30万円	玉島センター、福山東センターで学んでおり、実践も行っている職員を配置します。
サービス管理責任者	<input checked="" type="checkbox"/> 常			万円	
保育士	<input checked="" type="checkbox"/> 常 <input type="checkbox"/> 非		40	25万円	
保育士	<input type="checkbox"/> 常 <input checked="" type="checkbox"/> 非		30	9万円	
保育士	<input type="checkbox"/> 常 <input checked="" type="checkbox"/> 非		30	9万円	
児童指導員	<input type="checkbox"/> 常 <input checked="" type="checkbox"/> 非		25	9万円	
児童指導員	<input type="checkbox"/> 常 <input checked="" type="checkbox"/> 非		25	9万円	
人件費	月末日	20日支払	ボーナス	6月12月	

受付印
12月23日受付 (受付印 省略)

2 事業実施に係る動機

保健師、幼稚園・保育所・認定こども園の職員に皆さんから、当該地域には児童発達支援センターが無く児童発達支援事業所も不足しているとの声が寄せられている。又、多くの事業所が知的障がい児を受け入れているケースが多く、精神障がい、広汎性発達障がい、自閉症等の障がいのある児童を受け入れる事業所が少ないため、これらの児童を積極的に受け入れる事業所が必要と判断した。

3 提供サービス

種別	① 児童発達支援事業	割合	100%	提供日
	②	割合	%	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
	③	割合	%	月 火 水 木 金 土 日
理念	「夢と希望とやすらぎがあり、通ってみたい、通ってよかった、通いつづけたい」を理念としております。			
目標	通う子供の成長に寄り添った支援と安心できる環境を提供し、スモールステップにて心身の成長を育みます。保護者の方々や相談支援専門員のご意見を尊重し、個々に合う個別支援計画に沿ったサービスの提供も考えております。三障害の幼児を受け入れる予定にしています。(医療的ケア児及び重度の肢体不自由児は要相談とさせていただきます。)			
同種のサービス				

4 施設の概要【平面図は裏面のとおり】

土地	所在地	用途区域	市街化調整区域	主な修正点		
所在地	広島県福山市神辺町下御領972-25	用途区域	市街化調整区域			
所有者		抵当権	<input type="checkbox"/> あり			
名称						
所有者	前原 剛	抵当権	<input type="checkbox"/> あり			
用途		構造	木造			
階層	1F・2F	地上	階			
建築面積	109.4	地下	階			
		建築年	30年			
		延面積	109.4			
		建築面積	109.4			
事業の概要	①	種別	児童発達支援事業			
		手続	使用する階	1階	専有面積	54.7
		収容人員	16人	内訳	職員 6人	利用者 10人
	②	種別				
		手続	使用する階	階	専有面積	m ²
		収容人員	人	内訳	職員 人	利用者 人
③	種別					
	手続	使用する階	階	専有面積	m ²	
	収容人員	人	内訳	職員 人	利用者 人	
内容	申請種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input checked="" type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他				
	児童福祉法に基づく児童発達支援事業所					

5 主要取引先

上段:取引先 下段:所在地	割合	掛取引	回収・支払の条件	主な修正点
	%	%	日 〆 日回収	
	%	%	日 〆 日回収	
	%	%	日 〆 日回収	

7 借入金の状況

金融機関	理由	借入残高	年間返済額	主な修正点
		万円	万円	
		万円	万円	
		万円	万円	

8 必要な資金と調達方法

必要な資金	金額	調達方法	金額	主な修正点
土地	万円	補助金	万円	運転資金を200万より、500万に増額しました。
建物	万円	自己資金	800万円	
設備	50万円	借入金	万円	
車両	200万円			
その他	50万円			
運転資金	500万円			
合計	800万円	合計	800万円	

9 事業の見通し

	1月目	2月目	3月目	1年後	主な修正点
利用者見込 A	人	5人	5人	10人	
月平均利用額 ※1 (1人当たり)	19万円	19万円	19万円	19万円	
収入	0万円	0万円	98万円	177万円	
給付費 ※2	5万円	5万円	5万円	10万円	
その他	5万円	5万円	103万円	187万円	
収入計 ①	91万円	91万円	201万円	91万円	
支出	2万円	2万円	2万円	2万円	
人件費	8万円	8万円	8万円	8万円	
旅費・交通費	1万円	1万円	1万円	1万円	
賃借料	13万円	13万円	13万円	13万円	
通信費	0万円	0万円	0万円	0万円	
諸経費 ※4	115万円	115万円	225万円	129万円	
支払元金利息	△110万円	△110万円	△122万円	72万円	
支出計 ②					
収支 ①-②					
収入 B	万円	万円	万円	万円	
売上高 ※3	万円	万円	万円	万円	
支出 C	万円	万円	万円	万円	
利用者賃金	万円	万円	万円	万円	
必要経費	万円	万円	万円	万円	
最賃確保状況(A型) (((B-C)/25)/8)/A	円	円	円	円	

※1 月平均利用額(1人当たり)の積算根拠

基本単価830単位、福祉・介護職員処遇改善加算3.1%(257円)

※2 給付費は、サービス提供月の翌々月に振り込まれるので留意すること(例:4月サービス提供→5月請求→6月振込)

※3 主な受注作業取引先

上段:受注先 下段:所在地	1月当たりの受注額	契約書の有無	回収・支払いの条件
	万円	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

※3 主な事業所内生産品

生産品	1時間単価	計算式	1月当たりの生産額
	円	× H × 日 × 人 =	万円
	円	× H × 日 × 人 =	万円

※4 諸経費:消耗品, 光熱水費, 車両管理費, 研修費, 宣伝広告費, 租税公課, 社会保険料, レンタル料等

10 付近図

小学校区	御野	人口	44,857人	事業所数	12	事業所	人
		5年後出生数	約660人	利用定員	120		

八幡原グラウンド公園

凡例
 ◎・・・事業所
 △・・・避難場所

○園外活動時は、利用児一名に職員一名が同行し、必ず手を繋いで車両等の通行がより少ない道路を利用し、移動します。
 ○近隣の公園を利用します。(徒歩の場合と、車両を使用する場合も有ります。)
 ○避難場所を八幡原グラウンド公園とし、車もしくは徒歩で移動します。

11 平面図

※平面図のデータを貼付

1 階平面図

2 階平面図

○建築基準法を遵守しております。
 ○消防署に相談しました。消火器と避難誘導等を設置します。
 ○防火対象物品は全て防火の物を使用します。○消防用設備等設置届を提出します。
 ○防火対象物使用届出書を提出します。

12 事業計画

児童の自由な意思決定と自主性・主体性から導き出される自立を促す支援を提供します。安全で安心できる環境づくりに努め、成長の発達段階及び障害特性に応じた適切な支援を提供しながら規則正しい生活リズムを身に付け、スモールステップにて児童の自立に向けた成長を育む支援を行います。児童の10年、20年後の将来像を見据えて、児童、保護者も地域で自立し、幸せに暮らせる支援方針を基盤とする支援を行います。保護者、地域社会の宝物である子供たちを、愛し、受け入れ、寄り添う支援を行う事により、児童の自主性、主体性を尊重し、自信や自立、生きる力を身に付けられる支援を行います。家庭等でのバランスの取れた食事提供・適度な運動・規則正しい生活リズムの指導により心と身の健全な成長を支える支援を行います。科学的根拠を基盤に実証されている認知発達プログラム及びスキル(東京大学病院によるプログラム)や環境の構造化(ティーチプログラム)応用行動分析(ABA)を基盤に発展した絵カードを使用したコミュニケーション・システム(絵カード交換方式)感覚統合運動等の支援方法を用いて、体系的に発達支援を行います。集団(個別、小集団)での活動等と組み合わせ、児童達に合わせた活動、遊び、関わり方や社会のルールを学べる支援を行います。保護者の方々の育児や介護負担軽減を目的に、保護者等が気軽に相談しやすい関係づくりに努め、また、必要に応じて保健、保育、教育、医療、福祉等の関係機関と連携を行う事により課題を解決し支援を行います。基本は利用児は午前5名、午後5名の受け入れとします。但し行事、療育等の支援内容により、午前10名の利用児を受け入れます。昼食提供は無しとしますが、おやつは提供する事を予定としています。(食育として保護者等、利用児、職員がおやつ作りを行い三者のコミュニケーションの場として提供する予定としています。)行事(季節等)が感じられる場面を提供する事を予定しています。) ※別紙参照

○通園形態は単独通園とします。(対象年齢は、二歳より就学前)将来的には、親子療育を検討します。○男女の区別、年齢、発達年齢を熟考し、(保護者の意見、提案、モニタリング、相談支援専門員作成サービス等利用計画書、個別支援計画、ケース会議)個別、大中小集団での療育を行います。

13 利用者処遇

療育現場で必要な発達支援の方針、三障害児を支援する基礎知識や支援方法の学びを深めるため、法人内外研修を計画的に実施する。「認知」、「運動」、「社会性」、「地上生活動作」、を向上させる為のプログラムが有り、そのプログラムの体系的な取組として、「新版K式」、「認知発達治療実践マニュアル(太田ステージ課題)」、「感覚統合運動」、「応用行動分析を基盤とした絵カード交換方式コミュニケーションシステム」、「SST(ソーシャルスキルトレーニング)」、「日常生活レベルチェックシート」、ティーチプログラム等を導入し支援者が根拠のある支援内容、方法、技術を取得し支援を行います。また、保護者への支援についての説明も行います。職務分掌により、職務内容及び役割分担を明確にし、職員に周知するほか、適切支援が遂行されているかを確認する事で定期的に見直します。近隣の公園等や部屋を活用し、日々の活動に適度な運動を取り入れる事で体力や体幹づくりの支援を行います。感覚統合に基づき、全身の運動を身体の部位や運動内容等に分けて活動を計画的に支援を行います。職員や他児との遊戯療法を設定し、人と関わる事の楽しさや遊ぶ喜びを体感する支援を行います。リハビリ等に通院している児童がいる場合は保護者に情報提供書を依頼し提出していただき児童に必要、かつ、事業所で取り入れる事の出来る活動内容(あるいは、見立て方)の支援を行います。主体的に活動参加してもらえる環境として寝る療育を継続する支援を行います。自立支援の主軸として「食事やおやつ」、「排泄」、「衣服等の着脱」、「睡眠」を重点項目として支援を行います。児童の様子を観察し、特性と成長段階をアセスメントしながら児童に寄り添った支援(スモールステップの支援)を行います。食育として保護者の方々に園児に無理じいをさせず、楽しく食事を摂れることを支援者と一緒に考え行う事を支援します。外食時の機会に困らない様に食事メニューや意思伝達方法の支援を行います。

○個別は一對一での支援を提供します。小集団は園児同士のコミュニケーションを図る事を重点とした支援を提供します。○対象年齢では、食事(箸、スプーン、ホークが正しく使用できるようになる)、排泄、衣服の着脱の自立が出来る様に定期時間で環境設定を行います。

14 防災計画

事故が発生した場合は、県、市町村及び保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。事故等に備え、施設損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償に関わる措置を適切かつ速やかに行う。事業所に消火設備等、その他の非常災害に際して必要な設備等を設けるとともに、非常災害に関する具体的な消防防災計画マニュアルを設けます。非常災害時の関係機関への通報及び緊急連絡網、連絡体制を整備し、それらを職員に定期的に周知し実践できるように日常的に訓練を行う。非常災害時に備えるため事業所において避難、救出、地震、津波、土砂崩れ、火災、家屋損壊、その他必要な訓練を定期的に行い実効性を確保します。各種訓練終了後に保護者への児童引き渡し訓練を定期的に行う予定としています。

主な修正点

15 一日の流れ

9時00分	～	9時30分	はじまりの会、個別、小集団、集団療育の見通し説明
9時30分	～	10時00分	折り紙、紙切り、絵を書く、色塗り、創作活動
10時30分	～	11時00分	排泄等、水分補給、自由時間
11時00分	～	12時00分	個別、小集団、集団による 生活面のADLの支援
			帰りの会、排せつ、園児による持参物の確認等
	～		
13時00分	～	13時30分	はじまりの会、個別、小集団、集団療育の見通し説明
13時30分	～	14時30分	折り紙、紙切り、絵を書く、色塗り、創作活動
14時30分	～	15時00分	排泄等、水分補給、自由時間
15時00分	～	16時00分	個別、小集団、集団による 生活面のADLの支援
			帰りの会、排せつ、園児による持参物の確認等

主な修正点

○創作活動は最後にして、利用時に対して適宜支援を提供し支援内容を検討します。
 ○ADL、IADLがあり、その利用時によって時間は変化する事が見込まれますので、概ね時間を記載しており、適宜対応します。
 ○昼食や夕食が食べれなくなる様な量のおやつは提供はなく、提供時間を早くします。